

令和 7 年 第 1 回

児玉郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 18 日

令和 7 年 3 月 28 日

児玉郡市広域市町村圏組合議会

令和 7 年児玉郡市広域市町村圏組合議会第 1 回定例会会議録目次

招集告示	1
------	---

応招・不応招議員	2
----------	---

~~~~~

### 第 1 日（2 月 1 8 日）

|       |   |
|-------|---|
| ○議事日程 | 3 |
|-------|---|

|       |   |
|-------|---|
| ○出席議員 | 4 |
|-------|---|

|       |   |
|-------|---|
| ○欠席議員 | 4 |
|-------|---|

|            |   |
|------------|---|
| ○説明のための出席者 | 4 |
|------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| ○議会事務局職員出席者 | 4 |
|-------------|---|

|            |   |
|------------|---|
| ○開会及び開議の宣告 | 5 |
|------------|---|

|        |   |
|--------|---|
| ○日程の報告 | 5 |
|--------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
|-------------|---|

|        |   |
|--------|---|
| ○会期の決定 | 5 |
|--------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| ○議事説明者の出席報告 | 5 |
|-------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| ○管理者提出議案の報告 | 5 |
|-------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| ○管理者提出議案の上程 | 6 |
|-------------|---|

|                     |   |
|---------------------|---|
| ○管理者提出議案に対する提案理由の説明 | 6 |
|---------------------|---|

|                     |   |
|---------------------|---|
| ○管理者提出議案に対する議案内容の説明 | 8 |
|---------------------|---|

|                |     |
|----------------|-----|
| ○第 1 号議案に対する質疑 | 1 3 |
|----------------|-----|

|                |     |
|----------------|-----|
| ○第 2 号議案に対する質疑 | 1 3 |
|----------------|-----|

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ○第 1 号議案及び第 2 号議案の常任委員会付託省略 | 1 4 |
|-----------------------------|-----|

|                   |     |
|-------------------|-----|
| ○第 1 号議案に対する討論・採決 | 1 4 |
|-------------------|-----|

|                   |     |
|-------------------|-----|
| ○第 2 号議案に対する討論・採決 | 1 4 |
|-------------------|-----|

|          |     |
|----------|-----|
| ○次会日程の報告 | 1 5 |
|----------|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| ○散会の宣告 | 1 5 |
|--------|-----|

~~~~~

第 2 日（2 月 1 9 日） 休 会

）

第 3 8 日（3 月 2 7 日） 休 会

~~~~~

### 第 3 9 日（3 月 2 8 日）

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ○議事日程                            | 1 7 |
| ○出席議員                            | 1 8 |
| ○欠席議員                            | 1 8 |
| ○説明のための出席者                       | 1 8 |
| ○議会事務局職員出席者                      | 1 8 |
| ○開議の宣告                           | 1 9 |
| ○日程の報告                           | 1 9 |
| ○第 3 号議案に対する質疑                   | 1 9 |
| ○第 3 号議案の常任委員会付託省略               | 2 1 |
| ○第 3 号議案に対する討論・採決                | 2 1 |
| ○管理者提出追加議案の上程                    | 2 1 |
| ○管理者提出追加議案の報告                    | 2 1 |
| ○管理者提出追加議案に対する提案理由の説明            | 2 2 |
| ○管理者提出追加議案に対する議案内容の説明            | 2 3 |
| ○第 4 号追加議案に対する質疑                 | 2 5 |
| ○第 5 号追加議案に対する質疑                 | 2 5 |
| ○第 6 号追加議案に対する質疑                 | 2 5 |
| ○第 7 号追加議案に対する質疑                 | 2 5 |
| ○第 4 号追加議案ないし第 7 号追加議案の常任委員会付託省略 | 2 5 |
| ○第 4 号追加議案に対する討論・採決              | 2 6 |
| ○第 5 号追加議案に対する討論・採決              | 2 6 |
| ○第 6 号追加議案に対する討論・採決              | 2 6 |
| ○第 7 号追加議案に対する討論・採決              | 2 7 |
| ○議員提出議案の上程                       | 2 7 |
| ○議員提出議案に対する提案理由の説明               | 2 7 |
| ○議第 1 号議案に対する質疑                  | 2 8 |
| ○議第 1 号議案の常任委員会付託省略              | 2 8 |
| ○議第 1 号議案に対する討論・採決               | 2 8 |
| ○管理者挨拶                           | 2 9 |
| ○閉会の宣告                           | 2 9 |
| 署名議員                             | 3 1 |
| 参考資料                             |     |
| ○議案処理状況                          | 3 3 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ○議案審議結果一覽表..... | 3 3 |
|-----------------|-----|

○ 招 集 告 示

児玉郡市広域市町村圏組合告示第 3 号

令和 7 年児玉郡市広域市町村圏組合議会第 1 回定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

児玉郡市広域市町村圏組合

管理者 吉 田 信 解

- 1 期 日 令和 7 年 2 月 1 8 日
- 2 場 所 児玉郡市広域市町村圏組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

|      |   |   |   |   |   |      |   |   |   |     |   |
|------|---|---|---|---|---|------|---|---|---|-----|---|
| 1 番  | 清 | 水 | 静 | 子 | 君 | 2 番  | 櫻 | 沢 | 克 | 幸   | 君 |
| 3 番  | 福 | 島 | 康 | 弘 | 君 | 4 番  | 富 | 田 | 雅 | 寿   | 君 |
| 5 番  | 金 | 子 | 義 | 則 | 君 | 6 番  | 粳 | 田 | 平 | 一 郎 | 君 |
| 7 番  | 高 | 橋 | 和 | 美 | 君 | 8 番  | 田 | 端 | 恵 | 美 子 | 君 |
| 9 番  | 林 |   | 富 | 司 | 君 | 10 番 | 柴 | 崎 | 愛 | 子   | 君 |
| 11 番 | 飯 | 塚 | 賢 | 治 | 君 | 12 番 | 早 | 野 |   | 清   | 君 |

不応招議員（なし）

第 1 日          2 月 1 8 日（火曜日）          本 会 議

## 令和 7 年児玉郡市広域市町村圏組合議会第 1 回定例会議事日程（第 1 日）

令和 7 年 2 月 1 8 日（火曜日）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 日程の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 議事説明者の出席報告
- 7 管理者提出議案の報告
- 8 管理者提出議案の上程
- 9 管理者提出議案に対する提案理由の説明
- 1 0 管理者提出議案に対する議案内容の説明
- 1 1 議案に対する質疑、討論、採決  
第 1 号議案及び第 2 号議案
- 1 2 次会日程の報告
- 1 3 散 会

○出席議員（１２名）

|       |   |   |   |   |   |       |   |   |   |     |   |
|-------|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|-----|---|
| 1 番   | 清 | 水 | 静 | 子 | 君 | 2 番   | 櫻 | 沢 | 克 | 幸   | 君 |
| 3 番   | 福 | 島 | 康 | 弘 | 君 | 4 番   | 富 | 田 | 雅 | 寿   | 君 |
| 5 番   | 金 | 子 | 義 | 則 | 君 | 6 番   | 粳 | 田 | 平 | 一 郎 | 君 |
| 7 番   | 高 | 橋 | 和 | 美 | 君 | 8 番   | 田 | 端 | 恵 | 美 子 | 君 |
| 9 番   | 林 |   | 富 | 司 | 君 | 1 0 番 | 柴 | 崎 | 愛 | 子   | 君 |
| 1 1 番 | 飯 | 塚 | 賢 | 治 | 君 | 1 2 番 | 早 | 野 |   | 清   | 君 |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

|             |   |   |   |   |   |                               |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| 管 理 者       | 吉 | 田 | 信 | 解 | 君 | 副管理者                          | 原 | 田 | 信 | 次 | 君 |
| 副管理者        | 櫻 | 澤 |   | 晃 | 君 | 副管理者                          | 山 | 下 | 博 | 一 | 君 |
| 事務局長        | 飯 | 塚 | 正 | 英 | 君 | 消 防 長                         | 野 | 沢 |   | 充 | 君 |
| 総務課長        | 櫻 | 井 | 英 | 樹 | 君 | 小 山 川<br>ク リ ー ン<br>セ ン タ ー 長 | 前 | 川 | 英 | 寿 | 君 |
| 消防本部<br>次 長 | 久 | 保 | 賢 | 一 | 君 | 消防本部<br>総務課長                  | 林 | 下 | 正 | 司 | 君 |

○議会事務局職員出席者

|                      |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|----------------------|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 議会事務局<br>局 長<br>施設課長 | 井 | 出 | 康 | 之 | 君 | 書 記 | 大 | 山 | 香 | 織 | 君 |
|----------------------|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|

2月18日午後 3時50分開会

○開会及び開議の宣告

議長（**榎田平一郎君**） ただいまから令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（**榎田平一郎君**） これより議事に入ります。

この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元へ配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（**榎田平一郎君**） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

1番 清 水 静 子 議員

8番 田 端 恵美子 議員

以上2名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（**榎田平一郎君**） これより会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの39日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は39日間と決定いたしました。

○議事説明者の出席報告

議長（**榎田平一郎君**） 次に、本定例会の議事説明者として、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者ほか関係役職員の出席を求めました。

○管理者提出議案の報告

議長（**榎田平一郎君**） これより本会議に付議いたします事件を報告いたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（井出康之君） それでは、朗読いたします。

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会付議事件

第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

第2号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）

第3号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算

以上でございます。

議長（榎田平一郎君） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

#### ○管理者提出議案の上程

議長（榎田平一郎君） これより管理者から提出された第1号議案ないし第3号議案、以上3件を一括議題といたします。

#### ○管理者提出議案に対する提案理由の説明

議長（榎田平一郎君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

管理者（吉田信解君） 議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、新年度予算をはじめ、組合行政の重要案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展のため、誠に感謝に堪えない次第でございます。

本定例会の開催に当たりまして、令和7年度の広域行政運営に関する基本的な考え方と予算案の内容につきまして、その概要を申し述べ、議員各位並びに住民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、国の動向でございますが、石破総理大臣は第217回国会の施政方針演説で、地方創生2.0を令和の日本列島改造として強力に推進していくことや、昨年の33年ぶりの高水準の賃上げとなった勢いで物価上昇に負けない大幅な賃上げを促し、国民所得と経済全体の生産性の向上を図ると述べた上で、能登半島地震等の震災への対応、社会保障の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、緊迫化する国際情勢への対応など、国内外の重要施策をしっかりと進めていくための方針を示しました。

国の経済状況につきましては、内閣府が発表した令和7年1月の月例経済報告によりますと、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」と判断されています。

しかし一方では、「欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に

伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分に注意する必要がある」としており、今後の景気の動向には引き続き注視が必要な状況となっております。

次に、構成市町の動きでございますが、構成市町の首長による年頭挨拶からは、市町それぞれの行政課題の解決に挑み、住民が安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、利便性向上と持続可能な未来を築くため、市政及び町政の進展に注力していく決意がうかがえます。

組合といたしましては、本年度におかれましては、住民生活の根幹を支える各施設の安定的、継続的に稼働させるため適切な管理運営、住民の生命、財産を守る消防力の充実等に誠心誠意しっかりと取り組んでまいります。

令和7年度の予算編成に当たりましては、構成市町の財政状況等を考慮しつつ、諸事業の内容について、慣例にとらわれることなく、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めることを旨として編成いたしました。また、この執行に当たっては、創意工夫を凝らしながら、圏域住民の行政需要に応えるため、効果的、効率的な支出を意識した行財政運営に努めてまいります。

以上を踏まえ、令和7年度の当初予算でございますが、予算規模は、前年度当初と比較して2億7,532万2,000円増額の46億2,996万5,000円を計上いたしました。

なお、増額要因といたしましては、余熱利用施設の中央監視用システム更新工事や小山川クリーンセンターのインバーター等更新工事及びボイラー給水ポンプ等更新工事の皆増によるものが主なものでございます。

それでは、以下順を追って各事業の主な内容につきましてご説明を申し上げます。斎場及び余熱利用施設につきましては、引き続き指定管理者による管理及び運営を行い、民間事業者の経営ノウハウを活かした経費の削減と一層のサービスの向上に努めてまいります。

利根グリーンセンターにつきましては、引き続き包括的業務委託による管理及び運営を行い、民間事業者の技術等を活用し、住民の皆様方の快適な生活環境を確保するため、施設の安定稼動及び業務の効率化に努めてまいります。

小山川クリーンセンターにつきましては、引き続き構成市町と連携しながら、適正なごみ搬入の指導やリサイクル推進などに取り組むとともに、中間処理施設として公害防止の徹底的な監視を行いつつ、適正な処理のための機器設備の維持管理を行ってまいります。

消防業務の推進につきましては、消防本部を核とした署所体制の下、住民の生命・財産を守り、住民の皆様が安全・安心な日常生活を送れますよう、車両の計画的な更新配備や組織体制及び機材の充実を図ってまいります。

以上が令和7年度予算に盛り込みました各事業における主な考え方でございます。

本定例会にご提案申し上げました議案は、令和7年度一般会計当初予算案のほか、人事案件1件、令和6年度補正予算1件、合計3件でございます。

最初に、第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、児玉郡市広域市町村圏組合監査委員山下政信様が、令和7年3月31日をもって退職するため、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者のうちから、児玉郡市広域市町村圏組合監査委員として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。ご提案申し上げました方が最適任と存じますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、第2号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,215万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,104万2,000円とするとともに、地方債の変更を行うものでございます。

次に、第3号議案につきましては、先ほど組合の運営についてご説明申し上げました令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。

以上、令和7年度における組合運営の基本的な考え方と、提案内容の概要につきましてご説明申し上げますが、提案内容の詳細につきましては、事務局長よりご説明をいたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**議長（榎田平一郎君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

#### ○管理者提出議案に対する議案内容の説明

**議長（榎田平一郎君）** 次に、議案内容の説明を求めます。

飯塚事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** 議長のお許しをいただきましたので、本定例会にご提案申し上げました議案内容につきましてご説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます議案書の1ページをお願いいたします。

第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。組合監査委員の山下政信様が、令和7年3月31日をもって退職されるため、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者のうちから持田修様を組合監査委員として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

持田修様の生年月日、住所及び略歴につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、第2号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）でございます。お手元に配付してございます別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,215万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,104万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正です。地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正ですが、消防防災施設整備事業につきまして、事業費の補正に伴い変更を行うものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容ですが、補正予算に関する説明書により歳出からご説明いたします。初めに、各費目の給与費等の補正につきましてまとめてご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。上段の表（１）、総括を御覧ください。給与費及び共済費の合計額19億7,289万3,000円から992万8,000円を減額し、19億6,296万5,000円に補正するものでございます。

続きまして、給与費以外の歳出予算を説明させていただきますので、10ページをお願いします。一番右の説明欄の二重丸がついている事業名でご説明をいたします。款２総務費、項１総務管理費、２つ目の財政管理費9,080万4,000円の増額は、財政調整基金に積立てを行うため追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。款３衛生費、項２清掃費、２つ目の小山川クリーンセンター運営費4,849万円の減額は、電気料の歳出見込み並びに修繕料及び工事請負費の事業費の確定によるものでございます。

埋立処分地施設費60万5,000円の減額は、修繕料の事業費の確定によるものでございます。

12ページをお願いします。款４消防費、項１消防費、２つ目の常備消防事務費745万5,000円の減額は、燃料費及び電気料の歳出見込みによるものでございます。

消防施設費238万1,000円の減額は、備品購入費の事業費の確定によるものでございます。

以上で歳出補正の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入補正についてご説明いたしますので、７ページをお願いいたします。一番右側の説明欄でご説明いたします。款２使用料及び手数料、項１使用料、斎場使用料252万2,000円の減額は、火葬体数は増加しているものの、圏域外利用割合が減少しているためのものでございます。

項２手数料、小山川クリーンセンター手数料1,786万6,000円の減額は、ごみ搬入量の減少見込みによるものでございます。

次に、款５財産収入、項１財産運用収入、財政調整基金利子２万円の増額は、運用利率の上昇によるものでございます。

次に、８ページをお願いします。款６繰入金、項１基金繰入金、財政調整基金繰入金2,488万1,000円の増額は、歳出事業費の補正に伴うものでございます。

次に、款７繰越金、項１繰越金、前年度繰越金6,732万1,000円の増額は、歳出事業費の補正に伴い追加するものでございます。

次に、款８諸収入、項２雑入、余剰電力売電料金4,874万9,000円の減額は、売電単価の下落により減額するものでございます。

次に、９ページをお願いします。款９組合債、項１組合債、消防防災施設整備事業債90万円の減額は、起債額の確定によるものでございます。

以上で第２号議案の説明を終わります。

次に、第３号議案 令和７年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。お手元に

配付してございます別冊の令和7年度当初予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億2,996万5,000円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為です。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。

第2表を説明しますので、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為ですが、表の事項欄の無停電電源装置更新工事、こちらは小山川クリーンセンター運営費になりますけれども、工事の完了に2か年度を要することが見込まれるため、令和7年度から令和8年度までを期間とし、8,525万円を限度額とするものでございます。無停電電源装置更新工事でございますが、この無停電電源装置は、停電や瞬停などにより電力が断たれた場合にも、各機器の計装設備に安定した電力を供給するためのものでして、竣工時より設置しており、既に耐用年数を経過していることから更新を行うものでございます。

1ページにお戻りください。第3条は、地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

第3表を説明いたしますので、6ページをお願いいたします。第3表、地方債ですが、起債の目的欄にあります2つの事業について定めるものでございまして、一般廃棄物処理事業は限度額を3億6,230万円に、緊急防災・減災事業は限度額を1,350万円にそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容につきまして、最初に歳出予算からご説明いたします。まず、各費目に係ります給与費等の全体についてご説明いたしますので、30ページをお願いいたします。1、特別職の給与費明細書でございます。下から2行目、前年度比較でその他の特別職4人の減につきましては、余熱利用施設指定管理者選定委員会委員4人の減でございます。

次に、31ページをお願いします。一般職の給与費明細書になります。(1)、総括です。職員数は、前年度比較で増減はございません。令和7年度職員数251人は、フルタイム勤務の暫定再任用職員6人を含んだ人数となっております。給料は3,709万1,000円の増額でございます。職員手当は4,860万2,000円の増額となり、その内訳は下の表のとおりでございます。共済費は8万6,000円の減額でございます。

次に、歳出予算につきまして費目別にご説明いたしますので、14ページをお願いします。款1議会費、項1議会費、目1議会費は820万8,000円となり、前年度比較50万2,000円の増額でございます。その主な要因は、給与改定に伴う給与費等の増額によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は2億580万2,000円となり、前年度比較2,830万6,000円の増額でございます。その主な要因は、給与改定に伴う給与費等の増額によるものでございます。

16ページをお願いします。目3企画費は1,906万1,000円となり、前年度比較177万円の増額でございます。その主な要因は、セキュリティ対策機器賃貸借料の増額によるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。目5会計管理費は86万7,000円となり、前年度比較7万6,000円の増額でございます。

目7職員研修費は727万6,000円となり、前年度比較62万円の増額でございます。その主な要因は、委託料の増額によるものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。款3衛生費、項1保健衛生費、目1斎場費は9,210万2,000円となり、前年度比較3,717万6,000円の減額でございます。その主な要因は、歩廊防水等改修工事及び火葬棟外壁等改修工事の皆減によるものでございます。

目2余熱利用施設費は1億1,003万6,000円となり、前年度比較4,588万3,000円の増額でございます。その主な要因は、20ページになりますけれども、施設管理委託料の増額並びに外壁及び防水改修工事設計業務委託、中央監視用システム更新工事、開放式膨張タンク更新工事及びドライサウナ改修工事の皆増によるものでございます。

項2清掃費、目1利根グリーンセンター費は2億7,754万3,000円となり、前年度比較2,414万8,000円の減額でございます。その主な要因は、汚泥乾燥焼却設備修繕及びオゾン発生装置修繕の減額並びに雑用水給水装置修繕及び臭気ファン修繕の皆減によるものでございます。

次に、21ページをお願いします。目2小山川クリーンセンター費は17億155万6,000円となり、前年度比較4億288万2,000円の増額でございます。その主な要因は、22ページになりますけれども、2行目の施設管理委託料の増額並びに23ページの1行目からインバーター等更新工事、薬品タンク更新工事、トラックスケール更新工事、受電高圧ケーブル敷設工事、ボイラー給水ポンプ等更新工事及び雑用空気圧縮機更新工事の皆増によるものでございます。

次に、24ページをお願いします。目3埋立処分地施設費は950万8,000円となり、前年度比較132万2,000円の減額でございます。その主な要因は、pHセンサー電極交換修繕及び美里最終処分場浸出水処理業務委託の皆減によるものでございます。

次に、25ページをお願いします。款4消防費、項1消防費、目1常備消防費は18億4,210万6,000円となり、前年度比較5,187万9,000円の増額でございます。その主な要因は、給与改定に伴う給与費等の増額によるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。目2消防施設費は8,867万3,000円となり、前年度比較5,343万3,000円の減額でございます。その主な要因は、中央消防署に配置する指揮車、資機材搬送車及び連絡車の購入による増額要因はあるものの、中央消防署の消防ポンプ自動車及び神泉分署の水槽付き消防ポンプ自動車購入の皆減に伴って、全体では減額でございます。

次に、款5公債費、項1公債費でございますが、目1元金と目2利子の合計で2億5,622万1,000円となり、前年度比較1億3,184万円の減額でございます。

次に、款 6 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費でございますが、構成市町の意見を踏まえまして、前年度と同額の1,000万円を計上してございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

次に、歳入予算を説明させていただきますので、9 ページをお願いいたします。まず、款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金は、構成市町の負担金でございます。本年度合計額は37億5,598万2,000円となり、前年度比較4,998万2,000円の増額でございます。事務費負担金などの詳細内訳につきましては、別添資料としてA 4 判、横置き、両面印刷 1 枚をお手元に配付してございます。こちらは、令和 7 年度市町別負担金内訳表と市町別負担率対比表でございますので、後ほどご参照いただきたいと存じます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 行政財産使用料 2 万8,000円は、電柱等の設置使用料でございます。

目 2 衛生使用料、節 1 斎場使用料4,526万7,000円は、火葬体数の増加を見込み、前年度比較52万3,000円の増額を見込みました。

節 2 行政財産使用料60万円は、斎場の売店及びロッカーの使用料でございます。

次に、10ページをお願いいたします。項 2 手数料、目 1 衛生手数料、節 1 利根グリーンセンター手数料96万1,000円は、し尿搬入に係る手数料でございます。

節 2 小山川クリーンセンター手数料 1 億9,995万6,000円は、ごみ搬入量の減少を見込み、前年度比較2,355万6,000円の減額といたしました。

目 2 消防手数料160万円は、危険物製造所等の申請件数の減少を見込み、前年度比較10万円の減額といたしました。

次に、款 3 国庫支出金と款 4 県支出金のそれぞれ1,000円は、いずれも科目設定によるものでございます。

次に、11ページをお願いします。款 5 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入146万円は、組合事務所及び消防本部等に設置している自動販売機の組合有財産賃貸借料等でございます。

目 2 利子及び配当金19万円は、財政調整基金の運用利子でございます。

項 2 財産売払収入、目 1 物品売払収入5,774万9,000円は、小山川クリーンセンターにおけるアルミ、スチール、ペットボトル等有価物の売払収入でございます。売払単価の増加を見込み、前年度比較502万5,000円の増額といたしました。

次に、款 6 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金2,500万円は、各事業費に補填するためのものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては、前年度と同額の5,000万円でございます。

次に、款 8 諸収入、項 1 預金利子、目 1 預金利子 5 万7,000円は、普通預金の利子でございます。

項2雑入、目1雑入1億1,531万3,000円は、職員が加入する生命保険の団体取扱手数料、小山川クリーンセンター余剰電力売電料金、高速自動車道救急業務支弁金等でございます。余剰電力売電量の減少を見込み、664万4,000円の減額、高速自動車道救急業務支弁金の101万円の減額を見込み、前年度比較757万9,000円の減額といたしました。

次に、13ページをお願いします。款9組合債、項1組合債、目1衛生債3億6,230万円は、小山川クリーンセンターのインバーター等更新工事及びボイラー給水ポンプ等更新工事を対象事業とする一般廃棄物処理事業債でございます。

目2消防債1,350万円は、デジタル携帯型無線装置購入を対象事業とする緊急防災・減災事業債でございます。

以上で第3号議案の説明を終わります。

これにて本定例会にご提案申し上げました議案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（**粂田平一郎君**） 以上で議案内容の説明を終わります。

#### ○第1号議案に対する質疑

議長（**粂田平一郎君**） これより議案に対する質疑に入ります。

まず、第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員の選任につき同意を求めることについてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**粂田平一郎君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第2号議案に対する質疑

議長（**粂田平一郎君**） 次に、第2号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、富田議員。

4番（**富田雅寿君**） 7ページ、小山川クリーンセンター手数料について、減額補正となっておりますが、これは当初の見込みより、ごみの搬入量が減ったことが要因だと考えてよろしいでしょうか。単純に事業系ごみの搬入量が減ったのかなと思ったのですが、ご説明をお願いします。

議長（**粂田平一郎君**） センター長。

小山川クリーンセンター長（**前川英寿君**） 富田議員のご質問にお答えいたします。

ごみの搬入量については、家庭系、事業系ともに当初の見込みより減少しており、このことが要

因となり、今回減額補正となっております。

以上になります。

議長（榎田平一郎君） 4 番。

4 番（富田雅寿君） 圏域住民がごみの減量化を頑張っていると考えてよろしいでしょうか。

議長（榎田平一郎君） センター長。

小山川クリーンセンター長（前川英寿君） 富田議員のご質問にお答えします。

圏域住民のリサイクルの意識が高まったことによる結果ではないかと思われます。

以上になります。

議長（榎田平一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第 1 号議案及び第 2 号議案の常任委員会付託省略

議長（榎田平一郎君） お諮りいたします。

ただいま議題になっております第 1 号議案及び第 2 号議案、以上 2 件につきましては、会議規則第 36 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、第 1 号議案及び第 2 号議案、以上 2 件につきましては委員会付託を省略することに決しました。

#### ○第 1 号議案に対する討論・採決

議長（榎田平一郎君） これより第 1 号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 1 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### ○第 2 号議案に対する討論・採決

議長（榎田平一郎君） これより第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。第3号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算につきましては、議事の都合により、最終日に審議することにいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案につきましては、最終日に審議することに決定いたしました。

これにて本日の日程を終了いたします。

#### ○次会日程の報告

議長（榎田平一郎君） この際、次会の日程を報告いたします。

明19日から3月27日までの間、休会といたします。

3月28日は午後2時40分から本会議を開きます。

#### ○散会の宣告

議長（榎田平一郎君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時30分 散会

第 2 日            2 月 1 9 日（水曜日）            休            会

}

第 3 8 日            3 月 2 7 日（木曜日）            休            会

第 3 9 日            3 月 2 8 日（金曜日）            本 会 議

## 令和 7 年児玉郡市広域市町村圏組合議会第 1 回定例会議事日程（第 3 9 日）

令和 7 年 3 月 2 8 日（金曜日）

- 1 開 議
- 2 日程の報告
- 3 議案に対する質疑、討論、採決  
第 3 号議案
- 4 管理者提出追加議案の上程
- 5 管理者提出追加議案の報告
- 6 管理者提出追加議案に対する提案理由の説明
- 7 管理者提出追加議案に対する議案内容の説明
- 8 追加議案に対する質疑、討論、採決  
第 4 号追加議案ないし第 7 号追加議案
- 9 議員提出議案の上程
- 1 0 議員提出議案に対する説明、質疑、討論、採決  
議第 1 号議案
- 1 1 管理者挨拶
- 1 2 閉 会

○出席議員（１１名）

|     |   |   |   |    |   |     |   |   |    |   |   |
|-----|---|---|---|----|---|-----|---|---|----|---|---|
| １番  | 清 | 水 | 静 | 子  | 君 | ２番  | 櫻 | 沢 | 克  | 幸 | 君 |
| ３番  | 福 | 島 | 康 | 弘  | 君 | ４番  | 富 | 田 | 雅  | 寿 | 君 |
| ５番  | 金 | 子 | 義 | 則  | 君 | ６番  | 粳 | 田 | 平一 | 郎 | 君 |
| ８番  | 田 | 端 | 恵 | 美子 | 君 | ９番  | 林 |   | 富  | 司 | 君 |
| １０番 | 柴 | 崎 | 愛 | 子  | 君 | １１番 | 飯 | 塚 | 賢  | 治 | 君 |
| １２番 | 早 | 野 |   | 清  | 君 |     |   |   |    |   |   |

○欠席議員（１名）

|    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|
| ７番 | 高 | 橋 | 和 | 美 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|

○説明のための出席者

|             |   |   |   |   |   |                               |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| 管 理 者       | 吉 | 田 | 信 | 解 | 君 | 副管理者                          | 原 | 田 | 信 | 次 | 君 |
| 副管理者        | 櫻 | 澤 |   | 晃 | 君 | 副管理者                          | 山 | 下 | 博 | 一 | 君 |
| 事務局長        | 飯 | 塚 | 正 | 英 | 君 | 消 防 長                         | 野 | 沢 |   | 充 | 君 |
| 総務課長        | 櫻 | 井 | 英 | 樹 | 君 | 小 山 川<br>ク リ ー ン<br>セ ン タ ー 長 | 前 | 川 | 英 | 寿 | 君 |
| 消防本部<br>次 長 | 久 | 保 | 賢 | 一 | 君 | 消防本部<br>総務課長                  | 林 | 下 | 正 | 司 | 君 |

○議会事務局職員出席者

|                     |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|---------------------|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 議会事務<br>局 長<br>施設課長 | 井 | 出 | 康 | 之 | 君 | 書 記 | 大 | 山 | 香 | 織 | 君 |
|---------------------|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|

3月28日午後 3時00分開議

○開議の宣告

議長（**榎田平一郎君**） ただいまから本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（**榎田平一郎君**） これより議事に入ります。

この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○第3号議案に対する質疑

議長（**榎田平一郎君**） 次に、第3号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、富田雅寿議員。

4番（**富田雅寿君**） 19ページの余熱利用施設費が倍近くにぐんと上がっていますので、詳細説明をお願いします。

同じく21ページの小山川クリーンセンター費がかなり上がっていますので、詳細説明をお願いいたします。

以上です。

議長（**榎田平一郎君**） 施設課長。

施設課長（**井出康之君**） 富田議員のご質問にご説明申し上げます。

ただいまの質問は、ページで言うと19ページ、款3衛生費、項1保健衛生費、目2余熱利用施設費の今年度予算額1億1,003万6,000円に対しまして、前年度が6,415万3,000円、比較といたしまして4,588万3,000円の増額の理由ということだったかと思います。

まず、増額の理由といたしましては、次のページをめくっていただきまして、20ページの一番右側の説明の欄を御覧になってください。12の委託料のうち施設管理委託料でございますが、こちらは指定管理料といたしまして、昨年度より比較して1,515万円の増額をしております。こちらにつきましては、余熱利用施設が指定替え、指定管理者の交代ということで、契約に際しまして金額の見直しをいたしました。指定管理の募集に当たりましては、上限額を積算したところ、まず人件費や電気、ガス、水道料等、第4期の上限額の積算等から物価高騰分を見直しまして、金額の上限を設定したところ、落札額が7,153万円だったということで、その分1,515万円が昨年よりも増額となったということでございます。

続きまして、その下の設計委託料につきましては、こちらは新規でございまして、余熱利用施設の外壁及び防水改修工事の設計業務委託を486万2,000円、こちらに書いてある金額のとおりでございますが、こちらが増額となっています。

その下、13の使用料及び賃借料でございますが、こちらは余熱利用施設「湯かっこ」の西側の駐車場の土地賃貸借契約でございます。今年がちょうど借りている土地の見直しでございまして、地価の高騰により設定金額を見直したところ、合計で2万9,000円の増額となっております。

その下、14番の工事請負費でございますが、昨年度は工事請負費はございませんでしたので、こちらは全てが皆増という形になってございます。内訳といたしましては、中央監視用システム更新工事が1,947万円、開放式膨張タンク更新工事につきましては206万6,000円、ドライサウナ改修工事につきましては630万7,000円、合計いたしますと増額部分につきましては4,788万4,000円でございます。

次に、昨年よりも減となっている部分でございますが、需用費のところの修繕料、ちょうど19ページから20ページのまたいでいるところなのですが、修繕費の中で細かい「湯かっこ」の施設内の修繕費ということで積み上げがございまして、そちらについては令和6年度よりも22万1,000円の減と見越してございます。

それと、その下、また委託料になりますが、施設管理委託料につきましては、昨年はガスエアコンの保守点検業務62万5,000円というのを計上してございましたが、こちらが今年度は昨年度やったことにより実施しないということで、62万5,000円の減。

それから、その下、業務委託料、設計委託料の中の委託料ですけれども、外壁調査の業務委託115万5,000円を計上しておりましたが、こちらがなくなったということで、減につきましては合計して200万1,000円になります。

増額4,788万4,000円から2,001万円を差し引いて4,588万3,000円の増額という内訳になってございます。

以上です。

**議長（榎田平一郎君）** センター長。

**小山川クリーンセンター長（前川英寿君）** 富田議員の2問目の質問について、21ページ、小山川クリーンセンター費の本年度と前年比の比較が4億288万2,000円の増になっているということでございますけれども、小山川クリーンセンターの増額の内訳としましては、給与費が1,359万円の増となっておりまして、運営費が3億8,928万7,000円の増となっており、大部分が小山川クリーンセンターの運営費の増となっております。

理由としましては、機器の老朽化に伴い、機器の更新が必要となりまして、当初予算のページでいくと、23ページを御覧いただきたいのですが、こちらの23ページの一番上からインバーター更新工事から雑用空気圧縮機更新工事までが皆増となっておりまして、この金額がこの比較が3

億8,052万4,000円の増となっている大きな理由でございます。他の事業費につきましても、人件費、光熱水費及び資材の高騰により価格が上昇しており、事業費全体が増額になったという理由になります。

以上になります。

議長（粂田平一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第3号議案の常任委員会付託省略

議長（粂田平一郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第3号議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

#### ○第3号議案に対する討論・採決

議長（粂田平一郎君） これより第3号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（粂田平一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○管理者提出追加議案の上程

議長（粂田平一郎君） これより管理者から提出された第4号追加議案ないし第7号追加議案、以上4件を一括議題といたします。

#### ○管理者提出追加議案の報告

議長（粂田平一郎君） 議会事務局長より追加議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（井出康之君） それでは、朗読いたします。

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会付議事件

第4号追加議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

以上です。

議長（榎田平一郎君） ただいま報告いたしました追加議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者提出追加議案に対する提案理由の説明

議長（榎田平一郎君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

管理者（吉田信解君） 議長のお許しをいただきましたので、追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げました追加議案は、条例の一部改正4件でございます。

初めに、第4号追加議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、刑法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院規則の改正を踏まえ、特別休暇の取得事由及び取得期間を拡大等したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職職員の給与を改定等したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員に地域手当を支給したいので、この案を提出するものでございます。

追加議案内容の詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の

上、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

**議長（粂田平一郎君）** 以上で追加議案に対する提案理由の説明を終わります。

○管理者提出追加議案に対する議案内容の説明

**議長（粂田平一郎君）** 次に、追加議案に対する議案内容の説明を求めます。

飯塚事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** 議長のお許しをいただきましたので、本定例会にご提案申し上げました追加議案の内容につきましてご説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます条例案概要書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、第4号追加議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴う所要の改正でございます。

内容でございますが、第1条及び第2条の改正規定は、共に規定の整備として法令の改正に伴い、文言の整理を行うものでございます。その他として、罰則の適用等及び人の資格に関する経過措置並びに改正後の児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定の適用に関する経過措置をそれぞれ規定いたします。

施行期日は、令和7年6月1日といたします。

次に、第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、人事院規則の改正を踏まえ、特別休暇の取得事由及び取得期間を拡大等するための改正でございます。

内容でございますが、取得事由の拡大として、看護休暇について取得事由を拡大し、教育又は保育に係る行事への参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも取得可能とします。取得期間及び取得日数の拡大として、夏季休暇について、取得期間を6月から10月までに、取得日数を5日に拡大します。

その他として、文言の整理を行います。

施行期日は、令和7年4月1日といたします。

次に、第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職職員の給与を改定等するための改正でございます。

内容です。まず、第1条、児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正ですが、地域手当の創設として、地域手当支給地域となったことから、一般職職員に地域手当を支給します。その支給割合は4%としますが、令和8年度までは経過措置として、4%を超えない範囲内で規則で定める割合とします。また、給与額の算出に地域手当を含める規定の整備をします。

次に、休職者へ支給する手当の見直しとして、刑事事件による休職者の給料に住居手当を加えます。

次に、扶養手当の見直しとして、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額します。ただし、令和7年度は、手当の廃止及び増額に係る経過措置を設けます。

次に、通勤手当の支給限度額の引上げ、支給要件の拡大として、通勤手当支給月額限度額を15万円に引き上げるとともに、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等についても支給限度額の範囲内で支給します。

次に、再任用された職員への手当支給の拡大として、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給します。

次に、給料表の改正と号給の切替え等として、行政職給料表を改定するとともに、現行の給料表から附則別表のとおり号給を切り替えます。また、給料表の改定に伴い、給料表が8級の職員の昇給は、勤務成績が特に良好な場合に昇給するものとします。

次に、児玉郡市広域市町村圏組合技能職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正として、技能職員に地域手当を支給します。

次に、児玉郡市広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正として、暫定再任用職員への地域手当等の支給に伴い、規定の整備をします。

その他として、条文の追加等に伴い、文言の整理をします。また、改正後の通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置を設けます。また、条例の施行に関する必要な事項を規則に委任します。

次に、第2条、児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、住居手当を支給する職員の見直しとして、単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が借り受けている住居に係る住居手当を支給します。

施行期日は、令和7年4月1日とし、第2条の規定は公布の日といたします。

次に、第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員に地域手当を支給するための改正でございます。

内容でございますが、地域手当の支給として、会計年度任用職員に地域手当を支給します。なお、パートタイム会計年度任用職員には、地域手当を報酬として支給します。

その他として、文言の整理をします。

施行期日は、令和7年4月1日といたします。

これもちまして追加議案の内容説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（榎田平一郎君）** 以上で追加議案に対する議案内容の説明を終わります。

○第4号追加議案に対する質疑

議長（榎田平一郎君） これより議案に対する質疑に入ります。

まず、第4号追加議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第5号追加議案に対する質疑

議長（榎田平一郎君） 次に、第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第6号追加議案に対する質疑

議長（榎田平一郎君） 次に、第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第7号追加議案に対する質疑

議長（榎田平一郎君） 次に、第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（榎田平一郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第4号追加議案ないし第7号追加議案の常任委員会付託省略

議長（榎田平一郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第4号追加議案ないし第7号追加議案、以上4件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、第4号追加議案ないし第7号追加議案、以上4件につきましては委員会付託を省略することに決しました。

○第4号追加議案に対する討論・採決

**議長（榎田平一郎君）** これより第4号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第5号追加議案に対する討論・採決

**議長（榎田平一郎君）** これより第5号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第6号追加議案に対する討論・採決

**議長（榎田平一郎君）** これより第6号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第7号追加議案に対する討論・採決

議長（**榎田平一郎君**） これより第7号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**榎田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○議員提出議案の上程

議長（**榎田平一郎君**） これより議第1号議案を議題といたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（**井出康之君**） それでは、朗読いたします。

議第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例

以上です。

議長（**榎田平一郎君**） ただいま朗読いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

#### ○議員提出議案に対する提案理由の説明

議長（**榎田平一郎君**） これより議員提出議案に対する提出者の説明を求めます。

12番、早野清議員。

12番（**早野 清君**） 議第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、第52条から第54条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものがございます。

施行については、令和7年6月1日からとするものでございます。

ご賛同のほどよろしく申し上げます。

**議長（榎田平一郎君）** 以上で提出者の説明を終わります。

#### ○議第1号議案に対する質疑

**議長（榎田平一郎君）** これより議第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○議第1号議案の常任委員会付託省略

**議長（榎田平一郎君）** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第1号議案につきましては委員会付託を省略することに決しました。

#### ○議第1号議案に対する討論・採決

**議長（榎田平一郎君）** これより議第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

**議長（榎田平一郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○管理者挨拶

**議長（榎田平一郎君）** これにて本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ただいま管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田管理者。

**管理者（吉田信解君）** 議員の皆様方におかれましては、令和7年児玉郡市広域市町村圏組合第1回定例会にお忙しい中、ご参集を賜りまして、第1号議案から第3号議案、なお本日提出の第4号追加議案ないし第7号追加議案、全ての議案につきまして慎重ご審議の上、ご議決、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

季節の変わり目でございます。新年度もいよいよあと数日でスタートでございます。どうぞそれぞれご健康にご留意されまして、それぞれの市町の発展、また広域圏の進展のためより一層のお力添え、ご指導賜ればということをお願い申し上げます。皆様方のご健勝を心からお祈り申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。このたびはありがとうございました。

**議長（榎田平一郎君）** 以上で管理者の挨拶を終わります。

○閉会の宣告

**議長（榎田平一郎君）** これにて令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時26分 閉会

議 長 梶 田 平 一 郎

署 名 議 員 清 水 静 子

署 名 議 員 田 端 恵 美 子

○ 議案處理狀況

參 考 資 料

○ 議案審議結果一覽表

# 第 1 回 定 例 会

## ○ 議 案 処 理 状 況

提 出

管 理 者        7 件            議 員        1 件            計        8 件

審 議 結 果

原 案 可 決        7 件            原 案 同 意        1 件            計        8 件

## ○ 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

| 議案番号           | 件 名                                            | 上程月日     | 議決月日     | 議決状況 |
|----------------|------------------------------------------------|----------|----------|------|
| 第 1 号議案        | 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員の選任につき同意を求めることについて             | 2 月 18 日 | 2 月 18 日 | 原案同意 |
| 第 2 号議案        | 令和 6 年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 3 号）             | 2 月 18 日 | 2 月 18 日 | 原案可決 |
| 第 3 号議案        | 令和 7 年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算                      | 2 月 18 日 | 3 月 28 日 | 原案可決 |
| 第 4 号追加<br>議 案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係<br>条例の整理に関する条例           | 3 月 28 日 | 3 月 28 日 | 原案可決 |
| 第 5 号追加<br>議 案 | 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日<br>及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 | 3 月 28 日 | 3 月 28 日 | 原案可決 |
| 第 6 号追加<br>議 案 | 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に<br>関する条例等の一部を改正する条例      | 3 月 28 日 | 3 月 28 日 | 原案可決 |
| 第 7 号追加<br>議 案 | 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の<br>報酬等に関する条例の一部を改正する条例   | 3 月 28 日 | 3 月 28 日 | 原案可決 |
| 議第 1 号議案       | 児玉郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保<br>護に関する条例の一部を改正する条例     | 3 月 28 日 | 3 月 28 日 | 原案可決 |